

定 款

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

定 款

昭和63年4月18日作成
平成3年9月27日改正
平成4年6月24日改正
平成4年11月24日改正
平成6年6月24日改正
平成6年7月22日改正
平成7年6月27日改正
平成8年6月27日改正
平成10年6月26日改正
平成10年8月1日改正
平成13年6月26日改正
平成14年6月25日改正
平成15年6月24日改正
平成16年6月24日改正
平成17年6月23日改正
平成18年6月22日改正
平成19年6月22日改正
平成21年6月23日改正
平成25年5月8日改正
平成25年6月19日改正
平成25年10月1日改正
平成27年6月17日改正
平成28年6月22日改正
平成29年5月10日改正
平成29年7月1日改正
令和元年6月20日改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データと称する。

2 前項の商号は、英文では NTT DATA CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気通信事業
- 2 データ通信システムの開発及び保守の受託、販売並びに賃貸
- 3 データ通信システムに係るソフトウェア又は装置の開発及び保守の受託、販売並びに賃貸
- 4 データ通信システムに係る建設工事並びにその他の建築工事及び設備工事の請負
- 5 インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星等のネットワークを利用した情報処理、情報仲介及び情報提供業務並びに商取引及び決済処理業務
- 6 マルチメディア関連の音声、映像、データ等のコンテンツの制作及び販売
- 7 経理事務、給与計算、各種保険手続等企業の各種事務処理の代行
- 8 著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- 9 広告宣伝に係る広告媒体の開発及び販売並びに広告代理店業
- 10 不動産の賃貸、仲介、保有及び管理
- 11 労働者派遣事業
- 12 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 13 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティングの受託
- 14 その他商業全般
- 15 その他前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、56億1,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、住所等の届出その他株式及び新株予約権に関する手続並びに株主権の行使に関しては、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締

役が招集する。

3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日における株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議の方法は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。また、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。

2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会毎にあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は13名以内とする。

(取締役の選任決議)

第19条 取締役の選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第21条 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。

2 当会社には、取締役会の決議により、会長1名及び副社長執行役員若干名並びに常務執行役員及び執行役員を置くことができる。

3 社長は、会社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

5 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。

(取締役会)

第22条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2 会長を取締役の中から選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りではない。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

4 取締役会を招集するには、会日より3日前に、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

6 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

7 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)

の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（相談役及び顧問）

第24条 当会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

2 相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮詢に応ずるものとする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第25条 当会社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任決議）

第26条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第28条 監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を定める。

（監査役会）

第29条 監査役会を招集するには、会日より3日前に、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

3 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）

の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第32条 当会社は、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

- 2 前項の剰余金の配当については、株主が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、当会社は、支払の義務を免れる。
- 3 剰余金の配当には、前項の期間であっても、利息を付さない。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。